

平成28年2月教育委員会定例会会議録

平成28年2月3日 開催

静岡市教育委員会

平成28年2月静岡市教育委員会定例会次第

1 日時

平成28年2月3日（水） 午後2時

2 場所

静岡市役所 清水庁舎 3階 第1会議室

3 日程

(1) 開会

(2) 会議録署名人の決定

(3) 教育長の報告

(4) 議案

議案第57号 静岡型小中一貫教育推進方針の策定について

議案第58号 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議書の締結について

議案第59号 静岡市指定文化財（有形文化財）の指定について

(5) 報告

報告第10号 静岡市立小学校及び中学校の通学区域の変更に関する諮問について

報告第11号 平成28年度当初予算案について

報告第12号 平成27年度管理職の勤務評定について

報告第13号 校長・教頭の登用について

(6) その他

(7) 閉会

平成28年2月教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 平成28年2月3日(水) 午後2時 開会
- 2 場 所 静岡市役所 清水庁舎 3階 第1会議室
- 3 出席者 教育委員 委員長 佐野 嘉則 委 員 伊藤嘉奈子
委 員 伊澤 三郎 委 員 高野 康代
委 員 橋本ひろ子 教育長 高木 雅宏

事務局

教育局長	池谷 眞樹
教育局次長	森下 靖
教育部参与	山田 欣也
参与兼教育総務課長	高津 祐志
教育総務課教育力向上政策担当課長	市川 靖剛
教職員課長	月見里茂希
教育施設課長	妻木 明仁
学校教育課長	小林 文人
参与兼学事課長	廣瀬 陽
参与兼学校給食課長	森下 修一
教育センター所長	瀧浪 泰
中央図書館長	矢澤 嘉章
歴史文化課課長	丸岡 浩三
教育総務課調整係長	小林以津子
教育総務課主査	宇佐美亜希

4 日 程

(1) 開会

佐野委員長 ただいまから、平成28年2月静岡市教育委員会定例会を開催いたします。

(2) 会議録署名人の決定

佐野委員長 本日の会議に関する会議録署名人を、伊藤委員に指定

(3) 教育長報告

高木教育長 2月の活動について報告する前に、1月29日に東京で開催された第2回指定都市教育委員・教育長協議会に私と委員長が出席しましたので、報告をさせていただきます。

皆様のお手元に協議会で使用した文部科学省の資料を配付させていただきましたので、ご覧ください。この協議会の中で、文部科学省から、改めて、国ではどのような施策を展開しているのか、どのような経費を投入しているのかについて説明がありました。特に、教職員の定数に関しては、大きな変化が生まれないように手配をしているという説明がありました。各都道府県や政令市等の応援もあって緩やかな体制ができているということでした。

この説明の後に、文部科学省への質疑応答の時間がありましたので、私から、この資料にも掲載されている小中一貫教育の推進の一環として小中連携を務めるコーディネーターを加配扱いで配置することができるよう協議をしていただきたいをお願いをいたしました。

佐野委員長からも一言、お願いいたします。

佐野委員長 指定都市教育委員・教育長協議会の分科会において、教職員の多忙化解消というテーマで議論させていただきました。その中で、横浜市立学校の教職員の負担軽減に向けた取組について紹介がありましたので、資料を配布させていただきました。この中で、特に議論が集中したのが、学校閉庁日の設定についてでした。1年間のうち、小学校では6、7日間閉庁して、その日は学校に教員も事務職員もいない状態をつくることにより多忙化の解消に役立っているというお話がありました。京都市でも同じような取組があるということでした。

もう一つ、京都市で実施している取組がおもしろい取組と思いました。それは、学校事務に係る学校間の連携ガイドラインを作成して、学校事務職員が学校間で連携して事務を効率化し、その情報を共有す

るというものでした。それが、教職員の多忙解消にもつながるということでした。このガイドラインは、委員の皆さまに回覧させていただきますので、ご覧ください。

高木教育長 委員長からお話がありましたように、各地区の教職員の多忙化の解消のための施策についていろいろな例が紹介されました。参考になる例もありましたので、事務局とも情報を共有したいと思います。

高木教育長 資料「2月定例会 教育長報告」により報告

(4) 議案

佐野委員長 本日は、議案3件の御審議をお願いします。また、報告が4件、その他の案件が4件あるとのこと。

報告第11号及びその他の案件のうち2件は、今後、市議会への提案を予定している議案に関係があるものです。また、報告第12号及び第13号は、人事に関する案件だということです。これらにつきましては、旧地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により、非公開の扱いとしたいと思います。

よろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

佐野委員長 皆様に御承認いただきましたので、報告第11号から報告第13号まで、及びその他の案件のうち2件については、非公開の扱いといたします。

なお、非公開の案件の審議については、公開審議の後に扱うものとします。

<議案第57号 静岡型小中一貫校推進方針の策定について>

教育総務課教育力向上政策担当課長 議案について説明をする前に、静岡型小中一貫校推進方針の策定について、これまでの経緯についてお話させていただきます。まず、教育委員会では、本年度4月から1月にかけて教育委員会協議会において協議するとともに、平成27年7月には練馬区の小中学校の視察を行いました。また、本年度から設置された総合教育会議では市長と教育委員会との間での意見交換を行いました。

次に、市民意見の聴取の状況ですが、まず、校長、保護者、自治会、行政の代表者、学識経験者等で構成する小中一貫教育の在り方協議会を6回開催し、それぞれの立場の委員から様々な御意見をいただきました。また、教育委員会版タウンミーティングである移動教育委員会

を各区1回ずつ計3回開催し、合計で約300人の方々に御来場いただき、小中一貫教育についても教育委員の皆さんと意見を交換していただくとともに、来場者アンケートに答えていただきました。さらに、市PTA連絡協議会や市校長会との意見交換、静岡大学や常葉大学の教職員大学院生との意見交換を実施してまいりました。このように様々な方からいただいた意見を方針へ反映させてまいりました。以上が策定までの経緯でございます。

教育総務課教育力
向上政策担当課長 議案説明

高木教育長 議案について補足します。昨日2月2日に第6回目、最終回の小中一貫教育の在り方協議会を開催し、議論していただきました。まだまだ多くの意見がありますので、それを全て反映させたパーフェクトな方針というところには至っていないかもしれません。本日、委員の皆さんからも御指摘をいただきましたら、十分に受け止めて、更に精度の高いものにしたいと思っておりますが、方針としての大きな流れについては、ぜひ、御理解をいただきたいと考えています。忌憚のない意見をお願いします。

伊藤委員 昨日の在り方協議会を傍聴し、議論を聞かせていただきましたが、この方針の1ページ目「はじめに」の第4段落の4行目、「静岡型小中一貫教育」という言葉の意味が分かるようで分からないという御意見がありました。確かに、まだ具体化していないので分かりづらいと思いますが、一つ前の段落の下から2行目に、「小学校と中学校の『縦の接続』と、学校と地域社会との『横の連携』をこれまで以上に強化していく」という言葉があります。小中一貫教育というと、一般的には、言葉からしても、小学校と中学校が縦につながることだと考えると思います。ですから、何が「静岡型」なのかというと、学校と地域社会との「横の連携」まで見据えた小中一貫教育を行うというところに、その意味があるのではないかと、昨日の在り方協議会での議論を聞いていて感じました。この「はじめに」の第4段落の3行目から「静岡型小中一貫教育」の定義が記載されています。そこには、「小学校と中学校が、地域とともに目指す子ども像を共有し、9年間を通じた」と書かれていますが、この中の「地域とともに」というフレーズが、定義としては非常に重要なのではないかと感じました。

今まで、静岡市では、近隣校研修、小中連携研修を実施しています。既に、それぞれの地域でそれぞれの取組が行われていて、それぞれの素地があります。それを、今さら、静岡市統一の画一的な取組をしてくださいというのではなく、小中一貫教育になっても、そのまま地域

とともに、それぞれ育んできた地域独特のもの、地域の課題に取り組んでくださいというのが静岡型小中一貫教育なのだと感じました。それが学校のためにもなるし、また、子どもたちの地域のためにもなるというつくりになっているのだらうと思います。

このように、「縦の接続」だけではなくて「横の連携」が大事だということですので、方針の2ページ、「静岡型小中一貫教育の目的」の「(4) 学校と地域社会の互惠関係をさらに強めること」というのは、静岡型小中一貫教育にとっては大事なことだと思います。このことを一層推進していかなければならないと思います。そのときに、この(4)の4行の本文の書き方としては、お互いにメリットがあるのだというふうに言った方が分かりやすいのではないかと思います。今の書き方は、意識の共有が図られ、静岡の発展を担う人材である子どもたちの育成という学校と地域社会の互惠関係がさらに強まるとありますが、お互いにどういうメリットがあるのかということが、表現上、はっきりしないように感じました。「横の連携」は大事なことです、まず、学校にとってどういうメリットがあるのか、また、地域にとってどういうメリットがあるのかということ、もう少し分かりやすく書いた方がいいのではないかと感じました。

学校にとってのメリットは、やはり、地域からいろいろ助けていただくことができることだと思います。地域といっても、広い意味では、企業や行政などいろいろなものが含まれ、保護者も入ってくると思いますが、そういう方々に、子どもを成長させるという学校の責任を助けていただけるというメリットがあります。

地域にとってのメリットは、子どもたちが地域と関わることによって、地域自体が活性化することだと思います。防災訓練に子どもが参加すれば、地域としても人材確保になりますし、運動会などに参加して、地域の方が集まってくだされれば地域同士の交流も深まるなど、地域にとってもメリットがあると思います。ですから、この「学校と地域社会の互惠関係」のところは、もう少し分かりやすく、双方のメリットについて書いたらどうかと感じました。

橋本委員 今の伊藤委員の御意見はそのとおりだと思いますので、「お互いが責任を持つ」という言葉が少しふさわしくないのではないかと感じました。「お互いがともに見守り、見届ける」というような言葉の方がしっくりくるのではないかと思います。

伊藤委員 それから、この静岡型小中一貫教育を平成34年度から全校で実施するためには、スポット校で取り組むことも大事ですが、スポット校以外の学校でも同時期から取り組んで、さらに発展させることがとても大事だと思います。3ページの「静岡型小中一貫教育の概要」の「(3)

平成30年度から『スポット校』で取組を開始」のところで、スポット校について書かれており、(4)では、「平成34年度には全小・中学校で取り組むことを目指す」と書かれていますが、スポット校以外の学校が平成34年度までどうするのかということは(4)にひとまとめに書かれてしまっています。スポット校以外の学校も、平成34年度までの間、小中一貫教育に向けて取り組むことと思いますが、その取り組みについて、もう少し強調した方がよいと思います。ですから、できれば、ここでスポット校以外の学校の平成34年度までの取組について1項目つくり、(4)とは別の項目を設けて書いた方がよいのではないかと感じました。(4)には、「小中連携研修の取組」という四角の囲みがあります。その中の項目で<a>から<g>まで具体的なことが書かれていますが、<f>に「地域社会との連携・協力」という項目があります。現在、全ての小中連携研修で地域社会との連携協力がうまくできているのか、まだまだの学校もあるのか分かりませんが、これから平成34年までの間に、静岡型小中一貫教育を行っていくためには、「横の連携」も大事になるものですから、「地域社会との連携・協力を努める」というメッセージも入れていただくとよいのではないかと感じました。

佐野委員長 今、大まかかに2つの御意見がありました。1つは、最初の静岡型小中一貫教育の目的、2ページの(4)お互いのメリットをもう少し具体的に示した方がよいと、これはいかがでしょうか。

教育総務課教育力向上政策担当課長 はい、今、いただいた意見を基に修正させていただきたいと考えています。

佐野委員長 そうですね。もう少し分かりやすい形でお願いしたいと思います。もう1つの御意見は、3ページから4ページにかけて、「(3)平成30年度からスポット校で取組を開始」とありますが、その次に「平成30年度から34年度に向けてスポット校以外が取り組むこと」という項目を加えてほしいということでした。それを(4)とすると、「平成34年度には全小・中学校で取り組むことを目指す」を(5)に移すということになると思いますが、こちらも、いかがでしょうか。スポット校以外の学校が具体的に、何をしたらいいのかということが、平成34年度からの全校実施の要になるかと思いますが。

教育総務課教育力向上政策担当課長 そこは、大事だと思いますし、実施する事自体が大きく変わるわけではないと思いますので、そのように(4)として、スポット校以外の学校の平成34年までの取組という項目を加え、現在の(4)を(5)という形に修正したいと思います。

高木教育長 伊藤委員から、とてもよい御指摘をいただきました。

1ページの「はじめに」の3段落目ですが、「このような中で」という文脈の中で、「小学校と中学校の『縦の接続』と、学校と地域社会との『横の連携』をこれまで以上に強化していくことが求められています」とありますが、私たちは、このテーマをととても大事に思って啓上しています。この言葉こそが、静岡型小中一貫教育の軸になる1つではないかという御指摘をいただいて、本当にありがたいと思っています。今後とも小中という「縦の接続」、学校と地域社会という「横の連携」、これを大きなキーワードとして取り組んでいきたいと思っています。まだまだ、御指摘があると思いますが、よりよいものにするために少し中身の検討をしたい、改めて御指摘いただければ考えていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

佐野委員長 先ほどの伊藤委員の御意見に従いますと、5ページの「5 静岡型小中一貫教育の推進にあたっての課題」の「(3) スポット校以外の学校の検討・準備」は、課題から「3 静岡型一貫教育の概要」のところで新たに設ける項目(4)に移るということでよろしいでしょうか。5ページの(3)を削除ということ。

高木教育長 そうですね、項目として移るということですね。これも、了解しました。

伊澤委員 3ページのところの※印に「(仮称) 小中学校一貫教育カリキュラムの構成」とあり、「教育課程編成方針と教育課程のひな型」とありますが、私は、これがいわゆる「一丁目一番地」の大事なことだと思いますので、注意書のような形にするのではなく、しっかりした表現の仕方ですて書いた方がよいのではないかと思います。これをしっかり策定することができる、各校の小中一貫教育の進め方の基本が出来ると思います。先ほどの伊藤委員の御意見のように、各学校によっても地域の特色は必要だと思います。ただ、その基本となるものはこのカリキュラムだと思いますので、これは、もっとはっきりした形で表現しても良いのではないかと思います。

それと同時に、このカリキュラムが出来ると、これをベースにすればよいと分かるので、教員の負担感は少し軽くなるのかなと思います。そういう意味では、今、追加になった平成30年以降のスポット校以外の取組の中では、これをベースとした教員の研修を積み重ねていくことが必要になるのではないかと思います。できたら、※印の注意書ではなく、もう少しはっきりした表現にさせていただいた方がよいのではないかと思います。

高木教育長 私たちも、この静岡型小中一貫教育カリキュラムは、とても大切であるという認識は十分に持っています。また、このカリキュラムを基に、全ての学校が同じことをしなさいということでは決してないとも思っています。小中一貫教育の軸となるひな形をつくることは教育委員会の大きな役割であり、それを基にしながら地域の特性に合ったものにつくりかえていくことは、各学校、各小中学校の連携校の大切な役割であると思っていますので、御指摘のとおり※印の注意書ではなく、しっかりした位置付けをして記すべきだということについては、しっかりと受け止めさせていただきます。少し検討させていただきます。

高野委員 そもそも論になってしまいますが、この静岡市で、小中一貫教育を進めるに当たっては、やはり、この方針が一番のよりどころになると思います。教員が多忙で非常に負担感を持っているけれども、やっていただかなければならないし、地域の方や保護者も同じことです。そういったときに一番やる気になるのは、本当にそもそも論なのですが、子どもにとって、小中一貫教育がどういうメリットがあるのか、ということが期待できるのかということだと思うのですが、昨日の在り方協議会でも、子どもに関する話題が少ないという意見も出ていました。子どもにとってどうなのかということは、私たち教育委員会でも、在り方協議会でも議論してきたことですので、あえて方針に記載することではないのかもしれませんが、これからいろいろな方にこれを伝えていく、静岡市民に理解してもらうには、この小中一貫教育の目的のところがとても大事だと思います。特に、目的の1番目の「本市教育の質をさらに高めること」は、最初に挙げられていますし、とても大事だと思いますが、現状のままですと、よその地域で非常に効果があったということが全体に書いてあって、後段は「はじめに」で書かれていることが繰り返されています。このような書き方でも、決して間違いではないと思いますが、もう少し私たちが小中一貫教育を通してどういうことを目指していきたいのかということを書き出すことができないだろうか、と思います。それは、必ずしも静岡特有のものではなくて、どこでも言われているようなことかもしれませんが、小中一貫教育に何を求めるのかという私たちの心構え、信念のようなものを書くことができるとよいと思います。私たちが視察に行った練馬区には小中一貫教育の3つの柱があって、授業改善による学力・体力の向上、連携指導による豊かな人間性・社会性の育成、それから、滑らかな接続による安定した学校生活、という3つです。抽象的といえば抽象的なのですが、このくらいのレベルの目指すところ、目的を書いてほしいと思います。例えば、子どもの9年間の成長を見通して計画的・継続的な教育活動ができるとか、子どもが非常に急激な環境変化に伴って感じやすい不安とか戸惑いがなく、円滑に学校生活や新

たな学習過程に進むことができるということです。それから、小学校、中学校それぞれのよさ、小学校では一人ひとりの子どもに寄り添って教科全体を見通して行われる教育活動、中学校では子どもの自主性を尊重して教科ごとの専門性を重視する教育活動という、両方を生かした教育活動が可能であるということです。また、地域との関係では、子どもが幅広い年齢層の地域の子どもや大人と交流することができますし、教員も小中がともに関わるということで、子どもの人間関係が広がるとか深まるなど色々な効果があって、それを全部述べるのはなかなか難しいと思いますので、簡潔に、しかし、一般市民が見たときに分かりやすいように、教育の質の向上の中身について、子どもの立場から見てどうなのかということを2の(1)では丁寧にうたう必要があるのではないかと思います。

高木教育長 今のお話も、ありがたい御指摘です。特に、1ページの「2 静岡型小中一貫教育の目的」の「本市教育の質をさらに高めること」は、目的の中でも肝になる、よく言われる「一丁目一番地」ですよ。それが、言い回しとして他市ではこうですよというところから入っているのは、本市としての思い、本質、高野委員は「信念」と言われたのでしょうか、そういうところに欠けているのではないかとおっしゃいました。改めて、文脈、文面を見ると、確かにそのとおりだと思います。言わんとすることは同じだと思いますが、信念を持って、子どもの立場に立ってというお話もありましたので、ここも書き方について、改めて検討させてください。

橋本委員 先ほど、伊藤委員がおっしゃった静岡型と言われる部分ですが、地域とともに進めていくということ、それから、画一的ではなく、その地域の強みを生かせばよいということを二本柱として抑えたらよいのではないかと思います。3ページの「各小・中学校での取組」という部分に、「各校の実情に応じて」とか「学校の強みを活かした」という言葉があります。これは二本柱につながるころなのだろうと思いますが、このままの表現ですと、コーディネーターがいない学校はそれなりにやればよい、ほんの半歩でもいいというふうに捉われてしまいがちではないかと思います。例えば、「学校・地域の強みを活かす」というふうに地域の色を出すと、二本柱で進めていくのだということが伝わるのかなと思います。それを先ほどお話ししました「はじめに」の「すなわち静岡型の」という部分にも、少し反映していただくと、その二本柱が「静岡型小中一貫教育」の中核となるころだということが見えやすくなるのではないかと思います。

同じことが4ページのスケジュール概要にも言えて、平成34年度から、「各校の実情に応じた」という言葉がありますので、ここにも地域

を入れていただいて、ある程度、その学校や地域の自由度があるという部分について強調していくと二本柱が見えてくるのではないかと思います。

高木教育長 学校と地域社会との「横の連携」という核になる言葉は、全編を通して浮かび上がるようにという橋本委員の御指摘だと思いますので、それについても大事にしながら、膨らめる可能性のあるところは少しつけ足しをしながら語っていきたいと考えます。

佐野委員長 先ほどの話を考えると、スポット校以外の学校の取組もスケジュールの中に組み入れた方がよいのではないかという印象を持っています。平成30年度から33年度のスケジュールにスポット校以外の学校の名前がないので、そこに1行、2行加筆して入れていただけたらと思います。

高木教育長 昨日の在り方協議会の中でも、やはり平成34年度に全校で開始というスケジュールが果たして妥当かどうか、適切かどうかという意見がありまして、最初にスタートする地区、スポット地域とそうでない地域の中で温度差、取組の質の違いなどについて心配する声がありましたので、スポット校以外の取組についても、うたえるところはうたっていくというふうにしたいと思っています。

それから、皆さんから御指摘がありました「静岡型小中一貫教育」とはどんなものかというものを、これからはPTAの皆さん、地域の皆さん、自治会の皆さんに説明をする機会が多くあります。昨日も、在り方協議会で説明しましたが、そういう説明をするときに理解しやすいように、この推進方針を説明するだけでなく、分かりやすいチラシ、パンフレットをつくるなど工夫しながら説明したいと思っていますので、そのようなことも御承知おきいただきたいと思います。

佐野委員長 まず、地域社会ですね。それから保護者の皆さんに理解していただくということですね。非常に大事な施策ですから、よろしく願いいたしたいと思います。

この教育推進方針につきましては、非常に分かりやすく整理された内容になってきたと思っております。ただ、非常に大きな課題・テーマでございますので、いま一度、こちらの案に関しましては修正をしていただいて、審議を継続するというところでよろしいでしょうか。

高木教育長 事務局の担当、いかがですか。

教育総務課教育力
向上政策担当課長 はい。分かりました。

高木教育長 では、方向性は御理解いただいたと思いますが、いくつか文言等
もう一度、検討するようという御指摘がありましたので、一旦、預
からせていただいて、次回再度御審議いただくということをお願い
いたします。

佐野委員長 本件については、継続審議とします。

<議案第58号 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議書の締結について>

教育総務課長 議案説明
議案の文言の修正をお願いします。議案の題名の下に、「地方自治法
第180条の7の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を静岡
市教育委員会が補助執行」と書いてありますが、この「市長」と
「静岡市教育委員会」が入れ違いになっています。正しくは、「静岡
市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長が補助執行」です。

佐野委員長 議案第58号は、原案どおり可決としてよろしいでしょうか。

各 委 員 了承

<議案第59号 静岡市指定文化財（有形文化財）の指定について>

歴史文化課長 議案説明

佐野委員長 議案第59号は、原案どおり議決してよろしいでしょうか。

各 委 員 了承

(4) 報告

<報告第10号 静岡市立小学校及び中学校の通学区域の変更に関する諮問について>

学事課長 報告

高野委員 4月1日付けで通学区域が変わるということですね。そうします
と、在校生も、変更後の学校へ行くことになるのでしょうか。

- 学事課長 強制で、そちらへ移りなさいということではありません。
- 高野委員 選ぶことができるということでしょうか。今の学校に残ってもよいし、新たな学校に通ってもよいということですか。
- 学事課長 はい、そうです。
- 高野委員 葵小学校に通学していた横内小学校学区の児童は、今後は、千代田小学校に通うことになるわけですね。それは選択性だとしても、横内小学校の学区は広いので何とも言えませんが、葵小学校に通うよりも、千代田小学校に通う方が遠くなってしまう子もいると思いますが、これから入学する子は、もう選べないということですね。これから審議会に諮問するということが、保護者の方や地元から御意見はありませんか。まだ入学していないから分からないのかもしれませんが、変更することによって、通学の距離が伸びてしまう子もいるのではないかと心配です。
- 高木教育長 同じところについての意見ですが、葵小学校から千代田小学校への変更以外の通学区域の変更については、学校の中に特別支援学級が新設されるので学区が変わるという説明でしたが、地図3の横内小学校については、中学校の通学区域の変更に伴って変更するということが、高野委員が御心配されているように、横内小学校の地区の該当する保護者の皆さんが、今まで葵小学校だったところ、今度は千代田小学校になるということに納得しているのかどうか、私も心配な気持ちがあります。
- 学事課長 御指摘のとおり、そういうことも考えられますが、保護者の意見、児童・生徒の意見等を尊重した中で、選択という方法をとらせていただきます。
- 橋本委員 指定校変更が可能なようにということですね。
- 高野委員 では、新しく入学する場合も、葵小学校に通いたいと希望すれば、葵小学校に行くことも可能だということですか。
- 学事課長 基本的には、やはり学区のとおり千代田小学校へ通っていただくというのが前提ではありますが、児童の状況等によっては、旧の葵小学校の方へと行っていただくということも考えます。選択はさせていただきます。

高木教育長 今のことについては、ぜひ検討してください。要するに、より近くの小学校に新たに特別支援学級が新設されるから変更するということであれば、誰もが納得することができると思います。地図3の変更は、小学校そのものでなく、次の中学に進学することを想定しての変更ですので、十分な御理解がいただけるかどうかは、少し心配になります。どうしても変更前の学校に通いたいというお宅があるかもしれません。ぜひ、幅広く検討してください。

高野委員 梅ヶ島小学校と長田西中学校が休級になります。これは、来年度は、在籍者がいないからという御説明でしたが、休級ですので、もし子どもが入る予定があれば、すぐに再度設けることができるのでしょうか。梅ヶ島小学校区から賤機南小学校に、長田西中学校区から城内中学校に通うというのは、距離があるように思います。何人くらい対象となる児童がいる場合に設置するという基準があるのでしょうか。

学事課長 年度途中で休級していたものを開設することはしていません。翌年度、該当する児童・生徒がいれば、休級をやめることは可能です。2人の該当者がいれば、設置することができると思います。

教職員課長 再設は、そのような形で翌年度、可能です。

高野委員 該当児童が2人以上いれば、再開するということですね。

高木教育長 少し、補足説明をしますが、特別支援学級を開設するかどうかという学級編制の決定権は、最終的に静岡県教育委員会が持っています。その方針として、子ども1人ですと、万が一、その子が長期の欠席をしたときに、教員がいても教える子どもがいない状況になるという心配もありますので、どのくらい的人数で開設するかということは十分に静岡県教育委員会と話し合っていて決めています。平成29年度からは、静岡県から権限が委譲されて、本市が独自に主体的に編成することになりますので、対象となる子どもが何人いれば、教員を配置して新設学級をつくるのかというのは、この教育委員会に諮って決めることとなると考えています。

佐野委員長 地図4についてお聞きします。清水区ですが、例えば、庵原小学校の子どもが飯田東小学校ではなく、入江小学校に通うということについては、距離的に考えると、飯田東小学校の方が近いのは明らかですが、どのように判断して区分けをされているのでしょうか。

学事課長 このような形で通学区域を変更しますので、例えば、庵原小学校の

学区ですと、入江小学校へ行かざるを得ませんが、保護者と協議した中で、やむを得ない理由があれば、飯田東小学校へ行くということも可能です。

佐野委員長 柔軟に対応する部分があるということですね。そうでないと、和田島小学校など遠くの小学校では、なおさら、入江小学校まで行くより飯田東小学校の方が近いのではないかと、負担感としては若干違うのではないかと、と思います。柔軟な対応をお願いします。
この報告事項については、以上でよろしいでしょうか。

各 委 員 了承

<報告第11号 平成28年度当初予算案について> (非公開)

教育局次長 報告

各 委 員 了承

<報告第12号 平成27年度管理職の勤務評定について> (非公開)

教職員課長 報告

各 委 員 了承

<報告第13号 校長・教頭の登用について> (非公開)

教職員課長 報告

各 委 員 了承

(5) その他

○ 静岡市立森下小学校の建替え工事について

教育局次長 資料に基づいて説明

高木教育長 この件については、本当に申し訳ないと思っています。局次長以下の職員が、森下小学校の子どもたちや保護者、地域の皆さんの信頼に対してこのようなことがあったことについて、おわびを申し上げたとおりです。私たちも、森下小学校へ行って説明を申し上げてきました

が、改めて先週末に大きな記事になりましたので、保護者の皆さんや学校でも気持ちが落ち着かないところもあると思いますので、可能であれば、再度学校を訪問して、説明ができるところ、今日、皆さんに報告したことと同様のことについて、おわびや説明をしていきたいと思っています。

局次長から話したとおりで、十分な局間の連携、指導監督というしかるべきルートは、改めて見直す必要があると強く感じているところです。皆さんにも御迷惑をかけたと思っています。

伊澤委員 問題は全て公になっていますので、森下小学校の保護者にも伝わっていると思います。教育長から、学校へ行って説明をするという話がありましたが、できるだけ早く、PTA、保護者だけでなく、地域の皆さんに、今後のスケジュールもしっかり示した上での説明をしていただきたいと思っています。私たち教育委員会、公共建築課も含めてですが、大きな過失をしてしまったことは事実です。それは十分おわびをして、次に対する手立てについて具体的な説明をするべきだと思いますので、それをできるだけ早くしていただきたいと思っています。

高木教育長 今までも、事務局で可能な限り、地域の皆さんに逐次、連絡をしたり、説明に上がったり、今回、設計のし直しということになったわけですが、このようなことだとお伝えしていました。先週末の報道があって初めて、地域の皆さんが知ったということではありませんが、大きな記事になりましたので、改めて説明に行きたいという思いでいます。伊澤委員の御意見をしっかりと受け止めたいと思っています。

伊澤委員 お願いします。

伊藤委員 記者発表をしたので、かなり大きく各新聞に記事として載りました。その記事を読まれた市民の方もたくさんいらっしゃると思いますが、市民の方から教育委員会や森下小学校に問い合わせや抗議などはあったのでしょうか。

教育局次長 2月1日に、森下小学校の校長に連絡したのですが、特に学校には問い合わせは来ていないということでした。

我々は、教育長が話したように逐次、報告はしております。ただ、事務事業事故という部分については、関係者からの聴取が終わってなかったものですから、ただ単に、設計の金額が合わなくて遅れてしまうという話をしていました。ただ、遅れてしまうということについては、皆さん、承知してくださっていますし、子どもたちに対しては「遅れちゃうんだよ」ということを話してあるということでした。

伊藤委員 一般市民の方から教育委員会に連絡はありませんでしたか。

教育局次長 特にありませんでした。

高野委員 学校と地域の方には、逐次、説明していたということですし、これからも説明すると思います。小中一貫の話もありましたが、これから学校と地域の関わりは、ますます濃いものになると思いますので、ぜひ地域の皆さんに理解していただくように説明をお願いします。今後も、教育施設課が取り組むいろいろな施設整備の関係事業があると思います。当然、分かっていることと思いますが、今後の事業については、こういったことが絶対に起こらないように、きちんとチェックしながら進めていただきたいと思います。

高木教育長 しっかり受け止めます。本当に、そのとおりですね。

伊澤委員 市全体でアセットマネジメントをする中で、教育施設の整備事業でこのようなことがあったことが、今後、教育施設を整備するときに支障にならなければよいと思います。今後、市議会でもこの話が出るのではないかと思います。再発防止に向けてということだけでなく、信頼を取り戻すように対策をしないと、教育施設に限って、大丈夫なのかという話になって事業が遅れると困りますので、しっかり対策を練っておいていただきたいと思います。

教育施設課長 今、古い校舎で授業している子どもたちは、早く新しい校舎で授業を受けたいと思っています。今回の事故で、子どもたち、PTAの皆様、各教員、地域の皆様に、本当に御迷惑をかけてしまいました。今、御指摘を受けたように、今後、しっかりした計画を立てて、また、しっかりしたチェック体制もつくって、遅れないように取り組んでいきたいと思っています。

佐野委員長 この件は、以上でよろしいでしょうか。

各 委 員 了承

○ 学校監査の結果について

教育局次長 資料に基づいて説明

高木教育長 私から、2点、お話をしたいと思います。局次長からも説明がありましたが、資料の7の意見について、私のところにも報告があり、内容的には、すごいことではないのかもしれませんが、とてもうれしく思いましたので、改めて皆さんにもお伝えしたいと思います。過去3年度にわたって、理科室の薬品がどのくらい残っていて、廃棄したものはどうなっているのかという管理体制について、毎年、どこかの学校で適切に記されていないという同じ指摘を受けていました。また、指摘しても直らないという指摘を受けていたのですが、今年度は、全ての学校で指摘どおり遂行したということについて、私は、とてもうれしく思いました。まず、学校教育課がしっかりと各学校に指導したこと、そして、校長が各学校でしっかりそれを受けとめたこと、さらに、中学校は理科の教員が、小学校は全職員がしっかりそのことを受け止めて見届けたこと、このように全ての組織に考えが浸透しないと、たった1つのことでもうまくいきません。今回は、それができたということで、とてもうれしく思っています。これが1点です。

2点目は、その7の(3)、資料の最後のページですが、体罰のことです。これは、皆さんにも、本年度の前半に御心配をかけた中学校の体罰事件の中で大きな課題になって、監査委員もそのことに触れています。我々も、改めて受け止めて、教員による体罰、教員による暴力を根絶するというところで、改めて心構えをしたところです。

伊藤委員 私も、その理科薬品の管理については、毎年、同じ指摘を受けていたので大変なのだろうとは思っていましたが、今年は、そういう指摘がなかったということでよかったですと感じました。

(8) 施設、器具等の管理状況のところですが、長田南中学校の野球のスコアボードが危ないものがあったという御指摘をいただきました。怪我をした人がいなかったのよかったですのですが、こういうものは、ふだん、学校では誰がチェックする役割を持っていて、どういうふうにつけているのか、教えてください。

教育施設課長 実際に市で設置したものかどうかは把握できないのですが、教育施設課の職員が行ったときにそういうものに気がついた場合は、指導するという事になっています。今回の場合は、スコアボードで、それを学校が設置したのか、PTAや父母会が設置したのかということとは分かりませんが、めくれたところをすぐに直したということですので、それはそれでよかったですのではないかと思います。指摘されないように、しっかり見ていく必要があると思います。

橋本委員 ほとんどの学校では、月1度、安全点検日というものを設けていて、安全点検簿を使って、それぞれの担当スペース、例えば、運動場は誰、

この階は誰、というように決めて、みんなで点検をするということを通常しております。

伊藤委員 教頭が、見回っているのかと思っていました。

橋本委員 もちろん、教頭はいつも見っていますが、1人ではチェックしきれません。毎朝、教頭がグラウンドは見っていますが、ほとんどの学校が安全点検日を設けているはずです。それを教頭がチェックして、何かあったときにそれぞれに指示を出していると思いますが、今回、多分、いろいろな人の目から漏れてしまったのではないかと思います。

高野委員 月に1回など、定期的にチェックしているのですか。

橋本委員 基本的に少なくとも月1回はあるのではないかと思います。

高木教育長 そうですね。学校安全の日を学校で決めて、みんなで点検していますね。学校によっては、PTA組織で安全担当のようなチームをつくってもらって、そのチームの皆さんが集まったときに、その目で校内点検をしてもらうというように、そんな組織もある学校もありますね。

高野委員 そういうところも、地域社会の力を借りているのですね。

高木教育長 そうです。職員は、もうそこにあって当たり前のような感覚があると思いますので、いろいろな目で見ることが大事だと思います。

伊澤委員 スコアボードは、学校の施設ですか。それとも、PTAや野球部の父母会かどこかがつくったようなものなのか、そういうことは考えられませんか。

教育施設課長 確かに、古い学校にはそのようなものがあるかもしれませんが、正式には寄附でもらって、学校の施設になります。倉庫などは、目的外使用で置いている場合があります。

伊澤委員 何となく、運動部では、教育施設課が設置したというより寄附でもらうようなものがあるように思います。例えば、サッカーのゴールやバックネットもそうではないかと思いますが、学校として、そういうものをしっかり管理していかなければいけないと思います。いろいろなものが増えてきますよね。特に、清水桜が丘高校や市立高校には、そういうものがあるように思います。そういうものの管理をしっかりしておかないと、万が一、何かあったときに、それは学校の施設では

ないと言っても困りますよね。

高木教育長 確かに、そのとおりですね。全ての学校に備品台帳があつて、学校で管理しているものの一覧がありますが、中学や高校という上位の学校に行けば行くほど、単独の部活で購入したものを学校に置くなどして、校長が把握していないものもあるのかもしれませんが。

教育施設課長 基本的には、寄附を受けた場合は、安全を確認しています。
ただ、中には、もしかしたら目が届かないところで置かれているものがあるかもしれませんが、通常は、寄附を受けて、教育施設課でもチェックしています。

伊澤委員 施設の安全性についても、監査の対象になるわけですね。

高木教育長 今回の学校監査では、安全ということについてもテーマとして監査委員が見ましたので、施設、器具等がどこの所属なのか、どういう管理をしているのかということについては当然ですが、安全について気配りをしているのかということも大事なことであることは間違いありません。

高野委員 法律上の責任についても記載されていますが、クラブでもらったものを知らないうちに置いてあったときに、その管理責任は学校の中にあるものであれば問われるということでしょうか。

高木教育長 当然、そうですね。

高野委員 無過失責任だと書いてありますね。

高木教育長 まさしくそうです。これも、このような物品の角のまくれ上がったところやバックネットを固定しているボルトが外へ出ていて、子どもたちがそこを通ったときに、こする形でけがをしたら、事故ですからね。改めて、安全意識という点検の示唆だと思っていますので、これはしっかり受けとめていきます。

橋本委員 今回、理科の薬品について指摘を受ける学校がゼロになったということの背景には、学校教育課が市内一斉で使うことができる管理簿をつくったことがあると思います。それまでは、それぞれの学校が、それぞれの管理簿を持っていましたが、学校によって残りを書いたり、使った量を書いたりという違いがありましたので、一生懸命管理していたつもりでも、勘違いで記入をしてしまうということもありました。

今回は、学校教育課が統一で、大変使いやすい管理簿を作ったことが巧を奏したのではないかと思っています。ですから、私が学校にいた時も、何回も何回も、薬品の管理に気をつけなさいというお便りをいっぱいもらってうまくいかなかったのですが、今回のように、全校に一斉の支援をしていただくとできるのだと思いました。他にも、そういうことが多々あるのかもしれないと思います。

学校教育課長 何回も御迷惑をおかけしてきたものですから、その原因が何かという話を話して、その1つに様式がまちまちであるということが挙げられました。学校の教員にとっては、使い慣れているというメリットはありましたが、確認がしにくいということもありましたので、安全管理のために何が求められているのかということを探査して、必要なことだけを記入していくという形で、各学校の御協力を得て書式を統一したところです。

高野委員 この監査の結果は、全部の学校に伝わりますよね。例えば、学校安全点検日を徹底することや児童がけがをした場合の対応などについて各校長にきちんと伝えていただきたいと思います。

また、その他の意見の(2)では、いじめについて言及されていて、「保護者や地域代表を交えて、いじめ防止を目的とした情報共有の場を積極的にもつ必要がある」とありますが、今回、学校監査の対象となった学校では、職員以外の人たちを全くメンバーに加えていなかったと指摘されていますが、いじめ防止基本方針の中では、必要に応じて保護者代表、地域代表を加えるということが書いてありますので、こういう指摘を受けて、ぜひ、どこの学校でも努力していただきたいということも伝えていただきたいと思います。

学校教育課長 子どものために、公平公正にということで、地域や保護者の御意見をいただくことは重要なことと考えております。ただ、デメリットとして、複雑な事案の中で、個人情報をいかに守っていくかということも、学校は慎重になっていますので、「必要に応じて」ということになっていると思います。

高野委員 「必要に応じて」が閉ざされた方向に行くのではなくて、もちろん個人情報は大事ですので、そこは十分配慮していただくことは必要ですが、やはり学校の中で教員だけを見た場合と地域の方や保護者の方が見た場合とは違います。違う目で見るということは、とても大事だと思うものですから、開かれた学校ということを中心に考えていただきたいと思います。

高木教育長 まさしくそのとおりです。

教育局次長 先ほど御説明した指摘事項のほか、軽微な誤りとして指導を受けた事項について補足説明させていただきます。まず、郵券等金券類の管理状況のうち、郵券の使用方法に関する指導事項がありました。具体的には、庁内で文書をやりとりするときには、必要がない限りは郵券を使わず、庁内便で送ることになっているのですが、郵券を使って送っていたことについての指導です。

それから、薬品類の管理状況ですが、保健室の薬品管理に関する1件の指摘指導事項がありました。これは、年4回のチェックをすることになっていますが、そのうちの1回は、現物確認を行わないまま校長の確認印を受けていたということでした。

続いて、校内及び校外における安全管理の状況ですが、学校施設防犯カメラ運用マニュアルの記載に関する1件の指導事項がありました。これは、そのマニュアルの中に記載すべき指定操作者、操作する人は誰かというところが空欄になっていたということです。

続いて、個人情報の管理状況ですが、個人情報を含む文書のファクシミリ送信に関する1件の指導事項がありました。これは、ファックスを送るときには、電話番号等、間違えることがないように複数の職員で確認しなさいということになっておりましたが、複数の職員による確認を行っていかなかったということです。

それから、施設・器具等の管理状況で、学校施設の鍵貸与に係る1件の指導事項がありました。これは、鍵を貸与するに当たって、給食業者への貸与については書面による手続を行っていたものの、それ以外のもの、給食業者以外の者については書面による手続は行っていなかった、口頭で貸したりしていたということです。

佐野委員長 先ほど、高野委員から御意見があったように、情報を共有して、よいことも悪いこともみんなで共有して、よりよい方向に向かっていけば、と思います。

○ 静岡市立小・中学校管理規則の一部改正に係る意見公募手続について（非公開）

教育総務課長 説明

○ 静岡市自然の家条例施行規則の一部改正に係る意見公募手続について（非公開）

教育総務課長 説明

(6) 閉会

佐野委員長　　以上で、平成28年2月静岡市教育委員会定例会を閉会します。

午後5時36分